

日南市観光事業者等緊急支援金

概要

外出自粛要請や旅行等のキャンセルにより、影響を受けている観光事業者等へ緊急支援金を支給します。

支援金額

1事業者につき **50万円**

※下記に該当する場合は支援金額を加算します。

- 貸切バス (1)所有台数 5台～10台 10万円 (2)所有台数 11台以上 20万円
- タクシー (1)所有台数10台～20台 10万円 (2)所有台数 21台以上 20万円

支援対象

- (1) **市内で観光事業を営む者のうち、個人で市内に住所及び事業所を有する者または法人で市内に事業所を有する者**

※対象業種は下記のとおり

- ①以下の産業分類に区分される法人及び個人
 - ア 宿泊サービス
 - イ 旅客輸送サービス
 - ウ 輸送設備レンタルサービス
 - エ 旅行代理店
 - など
- ②観光事業を行う法人
- ③運転代行業

- (2) 令和3年1月から3月のいずれかひと月が売上が前年同月比で**25%以上減少**している事業者

必要書類

- (1) 観光事業者事業継続支援金給付申請書兼請求書
- (2) 売上が減少したことがわかるもの（確定申告書等）
- (3) 振込口座が確認できる書類の写し

申請方法

申請受付・給付は日南市観光協会で行います。

- (1) 日南市観光協会ホームページから様式をダウンロード
- (2) 申請書・請求書に記入し、必要書類を準備
- (3) 郵送または窓口へ提出

【郵送・申請先】

(一社)日南市観光協会

〒887-0005 宮崎県日南市材木町1-13

電話番号 0987-31-1134

申請期間

令和3年2月24日（水）～ 令和3年4月30日（金）

平日 8時30分～17時00分

Q 1 売上減少の確認方法は？

令和3年1月～3月のいずれかのひと月の売上が、前年（令和2年1月～3月）と比較し、**25%以上**減少がひと月でもあった場合は該当します。

【対象となる場合】 売上額 単位：万円 減少率：%

	1月	2月	3月
令和2年	20	50	80
令和3年	20	60	25
増減率	0%	+20%	△68%

25%以上の減少月があるため、市の「観光事業者等緊急支援金」の対象となります。

【対象とならない場合】 売上額 単位：万円 減少率：%

	1月	2月	3月
令和2年	30	50	80
令和3年	30	60	70
増減率	0%	+20%	△12%

前年同月と比べ、減少率が25%以上減少の月がない場合、支援金の対象となりません。

Q 2 対象となる業種を具体的に教えてください

世界観光機関が国際基準に基づき、観光産業が及ぼす経済効果、雇用効果等を推計している「旅行・観光サテライト勘定」（TSA：Tourism Satellite Account）の対象業種のうち、飲食・小売を除いた業種を対象としています。

宿泊サービス、旅客輸送サービス、輸送設備レンタルサービス、旅行代理店その他の予約サービス、などに分類される業種と観光事業を行う法人及び運転代行業が対象となっています。

【例】

宿泊、タクシー、観光バス、観光船、レンタカー、旅行代理店、観光事業を行う法人等、運転代行業

Q 3 売上がわかるものとは？

確定申告書の「法人事業概況説明書」（月別の売上がわかるもの）などになります。確定申告書がない場合は、市民税・府民税申告書の売上部分などの記載があり分ければ確定申告書の代替えとして可能です。記載等が無い場合には、帳簿などを証明書類として添付してください。

Q 4 支給額は売上の減少率に関わらず50万円で一律ですか？

売上の減少率（25%以上）に関わらず50万円となり、支給は1回限りとなります。ただし、下記に該当する場合は支援金額を加算します。

- 貸切バス (1)所有台数5台～10台 10万円 (2)所有台数11台以上 20万円
- タクシー (1)所有台数10台～20台 10万円 (2)所有台数21台以上 20万円

Q 5 令和2年の1月から3月の間にはまだ開業していなかった場合は？

前年同月比と売上の比較ができない場合は、事業を開始した年月日から支援金の申請時点までの、いずれかのひと月で、最も売上の高い月と比較することとします。

【支援金に関する問合せ】

日南市新型コロナウイルス感染症
市民生活・経済対策推進室
TEL 0987-31-1188

【申請に関する問合せ】

一般社団法人
日南市観光協会
TEL 0987-31-1134